

新			旧			
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）			
項	事務	市町村	項	事務	市町村	
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)	
2	一 ～ 六 (略)	(略)	2	一 ～ 六 (略)	(略)	
	七 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第三十九条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。) 1 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査 2 法第五十九条第三項の規定による勧告 3 法第五十九条第四項及び第九項の規定による公表 4 法第五十九条第五項及び第六項の規定による命令 <u>5 法第五十九条第七項の規定による情報提供の要請</u> <u>6 法第五十九条第八項の規定による通知</u>	(略)		七 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第三十九条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。) 1 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査 2 法第五十九条第三項の規定による勧告 3 法第五十九条第四項の規定による公表 4 法第五十九条第五項及び第六項の規定による命令 <u>(新設)</u> <u>5 法第五十九条第七項の規定による通知</u>	(略)	
	八・九 (略)	(略)			八・九 (略)	(略)
	3	(略)			3	(略)
91	(略)	91	(略)		(略)	
	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行	(略)		マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行	(略)	

新			旧		
92	規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～39 (略) 40 施行規則第百五条第二項、第三項及び第五項から第九項までの規定による公告の 掲示		92	規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～39 (略) 40 施行規則第百五条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定による公告の 掲示	
93	(略)	(略)	93	(略)	(略)
5			5		
116			116		